

(a) 「広域化等支援方針」の策定

都道府県は、国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針(広域化等支援方針)を定めることができる。

広域化等支援方針については、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

① 国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化の推進に関する基本的な事項
・方針策定の目的、根拠規定、策定期月日、期間など

② 国保の現況及び将来の見通し

③ 国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化の推進に対し都道府県が果たすべき役割
・事業運営の広域化の調整、財政運営の広域化の企画立案、都道府県の標準設定など

④ 国保事業の運営の広域化又は国保財政の安定化を図るための具体的な施策
・事業運営の広域化等

・保険者事務の共通化、医療費適正化策の(共同)実施、収納対策の(共同)実施、広域的な保健事業の実施など

・財政運営の広域化等
・保険財政共同安定化事業の拡充、都道府県調整交付金の活用、広域化等支援基金の活用など

・都道府県内の標準設定
・保険者規模別の収納率目標、赤字解消の目標年次、標準的な保険料算定方式、標準的な応益割合など

⑤ の施策を実施するために必要な関係市町村相互間の連絡調整
・連携会議の設置・運営、作業部会の設置・運営、研修会の実施など

⑥ その他都道府県が必要と認める事項
・年次評価、中間評価、期間終了時の見直し検討規定など

都道府県は、当該都道府県内の市町村について医療費が著しく高いと認めるとときは、医療費適正化その他必要な措置を定めた広域化等支援方針を定めるよう努める。※厚生労働省令で地域差指数が一定以上とする基準を示す予定。

都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聽かなければならない。

都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

広域化等支援方針の策定状況

- 平成22年の国保法改正により、市町村国保の事業運営の都道府県単位化の環境整備を進めるとため、都道府県が「広域化等支援方針」を策定することが可能に。

◎ 平成24年9月30日現在の広域化等支援方針策定都道府県 46都道府県

I 保険財政共同安定化事業の見直し

I-1. 保険財政共同安定化事業(対象医療費の拡大)(6)

埼玉県・静岡県・三重県・滋賀県・奈良県・佐賀県

I-2. 保険財政共同安定化事業(拠出方法の変更)(9)

青森県・埼玉県・福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・奈良県・佐賀県

II 事務の共同実施

II-1. 保険者事務の共同実施(15)

青森県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・滋賀県・京都府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・島根県・高知県

II-2. 医療費適正化の共同実施(25)

青森県・山形県・福島県・茨城県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・山口県・徳島県・愛媛県・高知県・佐賀県・大分県・宮崎県

III 広域化のための財政支援等

III-1. 都道府県調整交付金(23)

北海道・青森県・宮城県・秋田県・山形県・群馬県・埼玉県・富山県・福井県・山梨県・静岡県・岐阜県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・島根県・愛媛県・佐賀県・沖縄県

III-2. 広域化等支援基金(15)

北海道・青森県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・岐阜県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・愛媛県・佐賀県

III-3. 保険者規模別収納率目標(46)

策定した46都道府県

III-4. 赤字解消の目標年次(3)

群馬県・兵庫県・愛媛県

III-5. 標準的な保険料算定方式(4)

福島県・群馬県・埼玉県・佐賀県

III-6. 標準的な応益割合(7)

青森県・秋田県・福島県・群馬県・埼玉県・香川県

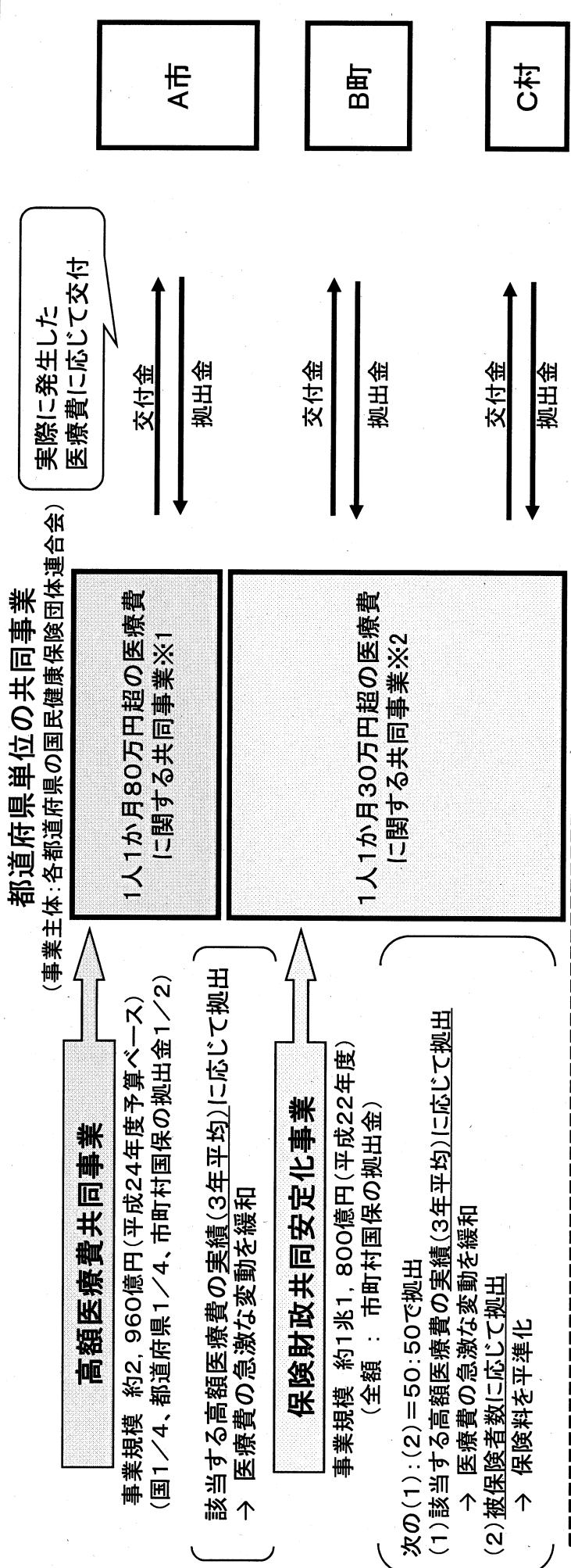
高額医療費共同事業・保険財政共同安定化事業の概要

○高額医療費共同事業

高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、市町村国保からの拠出金を財源として、市町村が負担を共有。その際、市町村国保の拠出金に対し、都道府県及び国が財政支援。

○保険財政共同安定化事業

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るために、一件30万円を超える医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する共同事業を実施。



保険財政共同安定化事業について、都道府県が広域化等支援方針に定めることにより、

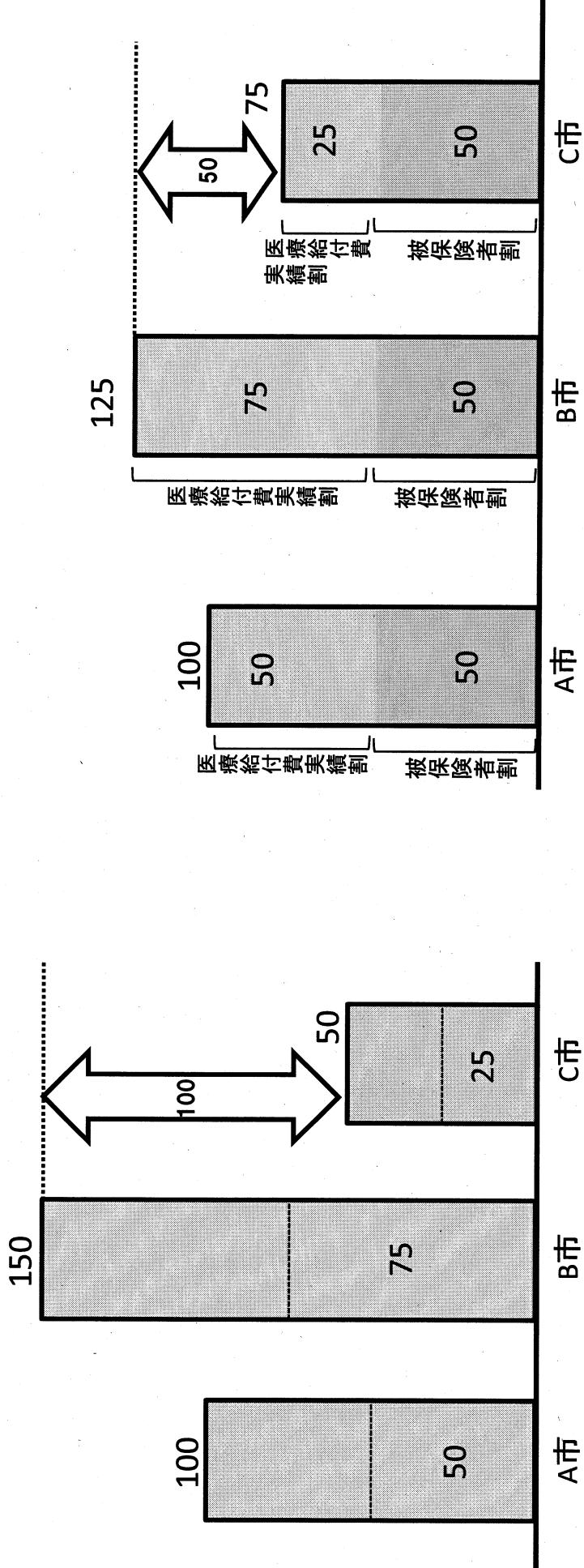
- ①30万円以下の額から行うこと、②被保険者数に応じて拠出する割合を50%以上にすること、
- ③高額医療費の実績や被保険者数に応じた拠出を行うことが可能に。

※1 医療費のうち80万円を超える額を対象としている
※2 30万円を超えるレセプトのうち、8万円(自己負担相当分)を控除した額を対象としている

都道府県単位の共同事業の仕組み

- 都道府県内の市町村国保の医療費について、市町村国保の拠出により負担を共有する事業。
 - これにより、都道府県内の市町村国保の財政の安定化(毎年の医療費の変動による財政への影響の緩和)及び保険料の平準化(医療費の差による保険料の相違の緩和)が図られる。
- ※ 以下イメージ図で見ると、共同事業の実施により、市町村間の格差が最大100 → 50 [に縮小する。]

都道府県単位の共同事業
(事務:国民健康保険団体連合会)



※ 医療給付費の実績 (3年平均)と被保険者数に応じて拠出

拠出金
(1人当たり)

実際の医療給付費
(1人当たり)

50

保険財政共同安定化事業の見直しの状況

	対象医療費	拠出割合	実施時期	県調整交付金による対応	見直し規定
埼玉県	10万円超に引下げ (26年度から5万円超)	実績割 被保険者割 所得割	4 0 % 3 0 % 3 0 %	24年度 拠出超過の負担軽減措置として補填	
静岡県	10万円超に引下げ	変更なし		25年度 拠出超過の状況を勘案して、県調整交付金を交付し、激変緩和を図る	
三重県	20万円超に引下げ (25年度から)	実績割 被保険者割 所得割	2 5 % 5 0 % 2 5 %	24年度 激変緩和策として、適切な支援措置を導入	
滋賀県	20万円超に引下げ	実績割 被保険者割 所得割	5 0 % 3 0 % 2 0 %	23年度 激変緩和策として必要な対応	
奈良県	20万円超に引下げ	実績割 被保険者割 所得割	4 0 % 6 0 %	24年度 現行条件で拠出超過保険者のうち、事業拡充で拠出負担増となる保険者に補填	数年間における事業拡充の影響を評価し、見直しを行う
佐賀県	20万円超に引下げ	実績割 被保険者割 所得割	5 0 % 2 5 % 2 5 %	23年度 拠出額超過分が一定以上の市町に対して支援	
青森県	変更なし	実績割 被保険者割 所得割	4 0 % 5 5 % 5 %	23年度 拠出超過額が一定率以上にならないよう交付金で調整	対象医療費の拡大と実績割の減少の方向で見直しを検討
福井県	変更なし	実績割 被保険者割 所得割	4 5 % 4 5 % 1 0 %	24年度 拠出超過保険者に対して負担軽減措置	
京都府	変更なし	実績割 被保険者割 所得割	4 0 % 4 0 % 2 0 %	23年度 府調整交付金と新たに無利子貸付金制度により、 24年度までの激変緩和措置	対象医療費の引き下げ、所得割の増加の方向で引き続き検討
大阪府	変更なし	実績割 被保険者割 所得割	2 5 % 5 0 % 2 5 %	23年度 府調整交付金を活用して激変緩和措置	必要に応じて見直し

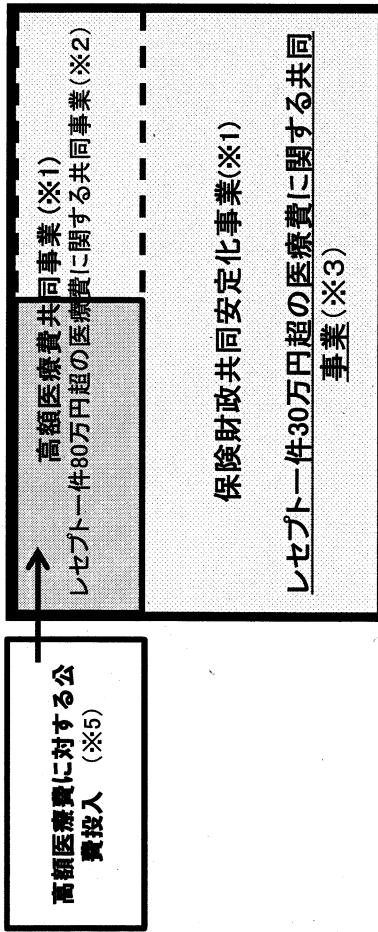
財政運営の都道府県単位化の推進

○ 市町村国保の都道府県単位の共同事業(保険財政共同安定化事業)について、事業対象をすべての医療費に拡大する。【平成27年度】

※ 拠出割合は、医療費実績割50、被保険者割50とするが、都道府県が、市町村の意見を聴いて変更可能。

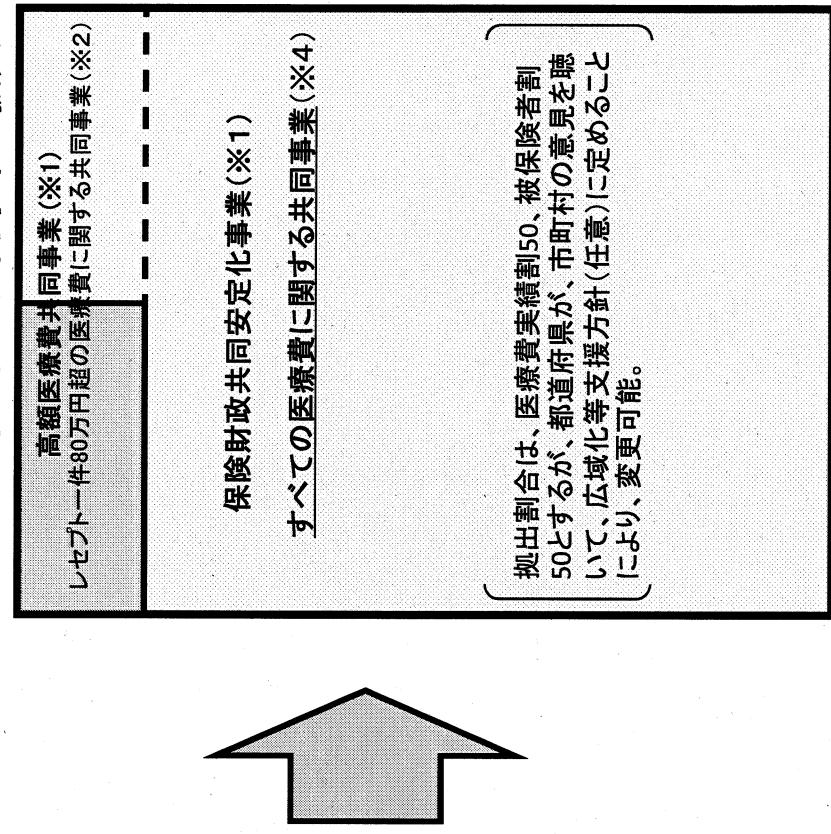
【現行】 【改正後】

都道府県単位の共同事業



都道府県が、市町村の意見を聴いて、広域化等支援方針（任意）に定めることにより、①対象医療費の拡大や
②拠出割合の変更が可能

都道府県単位の共同事業の拡大



※1 いざれも、現在は、平成22年度から平成25年度までの暫定措置

※2 医療費のうち80万円を超える額を対象としている。

※3 30万円を超えるレセプトのうち、8万円（自己負担相当分）を控除した額を対象としている。

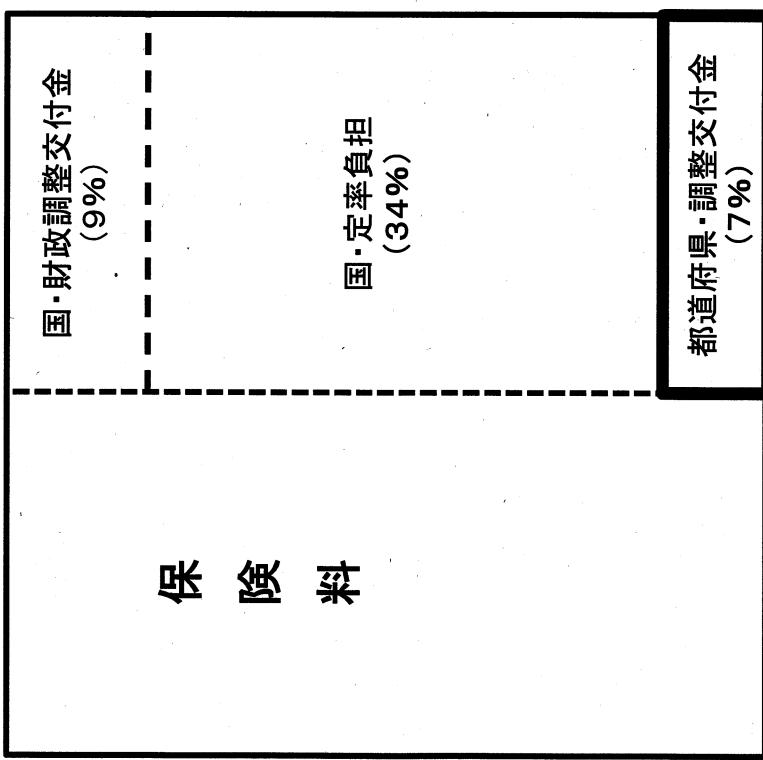
※4 自己負担相当額等を除く。

※5 市町村の拠出金に対して国及び都道府県が1/4ずつ負担している。

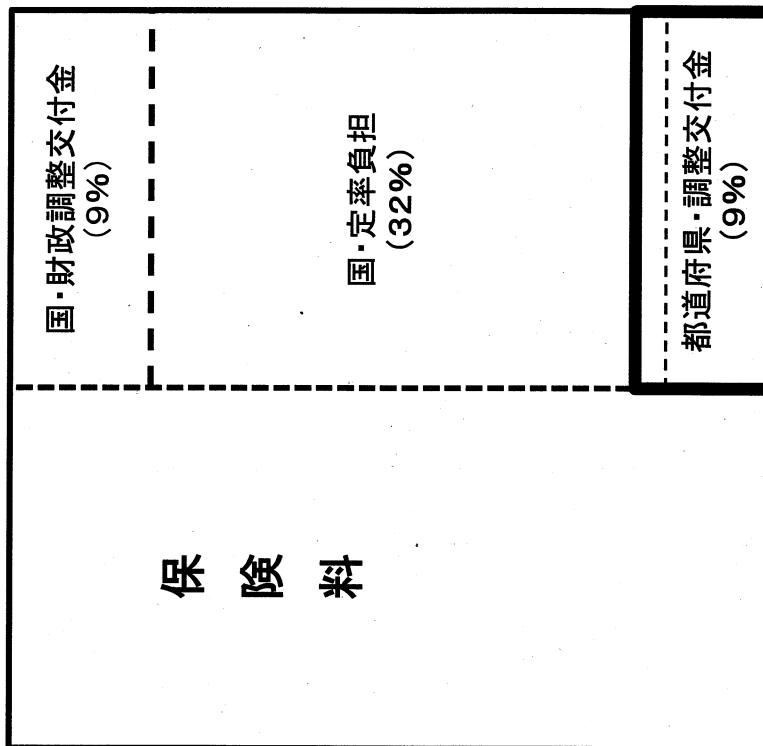
都道府県調整交付金の割合の引き上げ

- 都道府県の財政調整機能の強化と市町村国保財政の共同事業の拡大の円滑な推進等のため、都道府県調整交付金について、給付費等の7%から9%に引き上がる。【平成24年度】
 - ※ これに伴い、定率国庫負担を給付費等の32%とする。
 - ※ 都道府県調整交付金は、地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の不均衡の調整や地域の特別事情に対応するために交付されている。

【現行】



【改正後】



※ 都道府県・調整交付金の2%増分の額は、平成24年度ベースで1,526億円

国の調整交付金と都道府県調整交付金の役割分担について

1. 調整交付金の概要と趣旨

(1) 国の調整交付金(法律で給付費等の9%と規定)

- ① 普通調整交付金:(政令で給付費等の7%と規定)
→ 医療費や所得格差を全国レベルで調整

(実際の市町村別の交付額は、所得水準の低い市町村は7%以上、所得水準の高い市町村は7%以下となる。)

(2) 特別調整交付金:(政令で給付費等の2%と規定)

- 災害等による保険料減免、原爆、結核等、地域的な特殊事情による給付費増など
全国レベルの財政調整が望ましいもの、保健事業など施策の推進に必要な取組等
に対して交付

(2) 都道府県調整交付金(法律で給付費等の9%と規定)

- ① 普通調整交付金に相当するもの(政令で1号交付金として考慮すべき事項を規定)
→ 地域の実情に応じて、都道府県内の市町村間の医療費水準や所得水準の格差を調整

② 特別調整交付金に相当するもの(政令で2号交付金として考慮すべき事項を規定)

- 国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情に応じて交付

(例) 広域連合による保険運営など国保運営を支援するもの

国・調整交付金	普通調整交付金(7%)	特別調整交付金 (2%)
---------	-------------	-----------------

都道府県調整交付金	普通調整交付金相当(6%)	特別調整交付金相当 (3%)
-----------	---------------	-------------------

(注)都道府県調整交付金における普通調整交付金相当額と特別調整交付金相当額の割合については、「都道府県調整交付金配分ガイドライン(平成17年6月17日保険局長通知)」に目安が示されており、各都道府県は、条例に具体的な割合を規定している。

都道府県調整交付金（1号交付金）の交付状況（平成23年度）

定率(財政調整無し)		定率・財政調整型併用		財政調整型	
34／47		6／47		7／47	

1	北海道	財政調整型	17	石川県	定率
2	青森県	定率	18	福井県	定率
3	岩手県	定率	19	山梨県	定率
4	宮城县	定率	20	長野県	定率
5	秋田県	財政調整型	21	岐阜県	財政調整型
6	山形県	定率	22	静岡県	定率
7	福島県	定率	23	愛知県	定率
8	茨城県	定率	24	三重県	定率
9	栃木県	定率	25	滋賀県	財政調整型
10	群馬県	定率	26	京都府	定率
11	埼玉県	定率	27	大阪府	財政調整型
12	千葉県	定率	28	兵庫県	財政調整型
13	東京都	定率・財政調整型併用	29	奈良県	定率
14	神奈川県	定率	30	和歌山県	定率
15	新潟県	定率	31	鳥取県	定率・財政調整型併用
16	富山县	定率	32	島根県	定率・財政調整型併用
			33	岡山県	定率
			34	広島県	定率
			35	山口県	定率
			36	徳島県	定率
			37	香川県	定率・財政調整型併用
			38	愛媛県	定率
			39	高知県	財政調整型
			40	福岡県	定率
			41	佐賀県	定率・財政調整型併用
			42	長崎県	定率
			43	熊本県	定率・財政調整型併用
			44	大分県	定率
			45	宮崎県	定率
			46	鹿児島県	定率
			47	沖縄県	定率

都道府県調整交付金ガイドライン等の見直しについて

1. 見直しの趣旨

国保法改正により、平成27年度から都道府県単位の共同事業の対象医療費を拡大するため、各市町村の共同事業に係る費用負担が変動することが見込まれる。共同事業の対象医療費の拡大を円滑に進める等のために増額した都道府県調整交付金の具体的な配分方法等について、国保に関する国と地方の協議ワーキング・グループで議論した上で、方針を示す。

→ 都道府県調整交付金ガイドライン及び広域化等支援方針策定要領の改正(7月12日)

2. 見直し内容

(1) 1号交付金の交付方法

- ・財政調整機能を発揮するよう広域化のための連絡会議の活用等により市町村の意見を十分に聴いて検討
- ・共同事業が拠出超過となる所得が低く負担が大きい保険者に対する調整として、活用することも考えられる
- ・共同事業の所得割による拠出と財政調整型の都道府県調整交付金については選択的に、かつ都道府県調整交付金による財政調整を優先的に導入

(2) 1号交付金と2号交付金の割合

- ・現行のガイドラインでは、「1号交付金:2号交付金=6%程度:1%程度」
→ 共同事業の拡大を円滑に進める等のために増額した都道府県調整交付金(2%相当額)については、2号交付金として位置付け
- ・平成26年度までの間は1号交付金と同様の交付も可能

(3) 共同事業の拠出超過額に対する財政支援の期間

- ・共同事業の拠出超過額に対する財政支援については、激変緩和措置と位置付け

(4) 共同事業の拠出超過額に対する財政支援の規模と方法

- ・現在は、都道府県単位の共同事業による拠出超過額が交付額の3%を超過した部分を財政支援
→ 27年度以降は、保険財政共同安定化事業(80万円以下)について、拠出超過額が交付額の1%を超過した部分を財政支援することが考えられる

見直し後の保険財政共同安定化事業等の拠出超過額に対する財政支援の概要

- 保険財政共同安定化事業の拠出金の持ち出し額(拠出金 - 交付金)が、交付金の1%を超える場合には、当該超過額を都道府県調整交付金により財政支援するよう、ガイドラインの見直しを行った。
- ※ 財政支援の対象となる拠出金超過額の計算方法

$$\text{支援対象の拠出超過額} = \frac{\text{拠出超過額}}{(\text{拠出額} - \text{交付額})} - \text{交付金の } 1\%$$

【1%超過額に対する財政支援のイメージ】

拠出超過額が交付金の1%を超える場合、1%を超えた額を県調交ににより補填

